

## 腎臓移植施設資格基準

(資格基準の制定)

第1条 一般社団法人日本腎臓学会（以下「日本腎臓学会」という。）は、腎臓移植施設（以下「施設」という。）に係る資格等について、以下のとおり定める。

(資格基準)

第2条 施設の資格基準は以下の各項による。

- 2 死体腎臓移植を行うにあたり、次のとおりの移植体制を確保できること。
  - (1) 腎臓移植手術及び術後管理に十分な経験のある日本外科学会又は日本泌尿器科学会の専門医2名以上が常勤として施設内に存在すること。
  - (2) 腎臓移植を担当する外科医、又は泌尿器科医のうち、少なくとも1人以上は腎臓の摘出術及び移植術を合わせて10例以上行っていること。
  - (3) 日本透析医学会の腎不全治療及び血液透析に習熟した専門医等が1名以上施設内に常勤し、移植チームとの連携が可能であること。
  - (4) 緊急手術の麻酔を実施する体制にあること。
  - (5) 院内にレシピエントコーディネーターがいることが望ましい。
- 3 適宜相談可能な（即時的に連携可能な）医師団として、次のとおりの体制を確保できること。
  - (1) 実施する腎臓移植の急性拒絶反応などに関する病理学的診断について判定経験のある病理医が施設内にいるか、又は常時外部に依頼できること。
  - (2) 呼吸器、循環器、消化器、内分泌、神経内科、糖尿病、精神科、感染症などの各関連専門分野の医師にコンサルトできること。
- 4 腎臓移植に関する臨床検査に常時対応できること。
- 5 腎臓摘出医師の派遣について、自施設の移植希望登録患者が移植候補者になった場合は、少なくとも1人以上の医師を摘出に派遣できること。摘出の派遣ができない施設は、地域で他施設との連携を取り、合同チームの編成または他施設の協力を得ることができること。
- 6 自施設での移植希望登録患者に対し、年に1度以上の適切な評価を行うこと。

(申請手続)

第3条 腎臓移植実施を希望する施設は、施設調査票（様式2）及び腎臓移植医推薦状（様式3）を添付して、日本腎臓学会理事長に申し込まなければならない。

(変更の手続)

第4条 施設調査票に記載した腎臓移植の経験がある医師に変更があった場合は、その

都度日本腎臓学会に届け出なければならない。

(更新の手続き)

第5条 施設の資格は3年ごとに更新するものとする。

- 2 更新をしようとする施設は、更新申込書(様式1-1)に、施設調査票(様式2)を添付して、日本腎臓学会理事長に申し込まなければならない。
- 3 日本腎臓学会理事長は、前項の更新時において、何らかの理由で基準を満たさなかった場合は、1年を限度として更新の期間を延長することができる。

附則

(施行期日)

この腎臓移植施設資格基準は、平成30年4月1日より施行する。